

豊岡市大交流（観光）ビジョン策定委員会設置規程

（設置）

第1条 「小さな世界都市」の実現に向けた豊岡市大交流（観光）ビジョン（以下「ビジョン」という。）を策定するため、豊岡市大交流（観光）ビジョン策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) ビジョンの策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、ビジョンの策定に関し市長が必要と認める事項

（組織）

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

（委員）

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 観光業、宿泊業等に携わる者
- (3) 環境経済部を担任する副市長
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第2条に規定する事務が終了する日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長等の職務）

第6条 委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提供を求めることができる。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、環境経済部大交流課において処理する。

（その他）

第9条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が

委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 この訓令の施行後最初に開かれる会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(失効)

3 この訓令は、委員会が第2条に規定する所掌事務を終了した日限り、その効力を失う。